胎内市低入札価格調査制度実施要綱（平成30年告示第70号）新旧対照表

新	旧	備考
（調査基準価格の算定方法） 第５条　調査基準価格は、予定価格から消費税及び地方消費税を除いた額に100分の90を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数がある場合にあっては、これを切り捨てた額）に100分の110を乗じる方法により算定するものとする。	（調査基準価格の算定方法） 第５条　調査基準価格は、予定価格から消費税及び地方消費税を除いた額に100分の90を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数がある場合にあっては、これを切り捨てた額）に100分の108を乗じる方法により算定するものとする。	改める
（落札者の決定） 第11条　（略） ２　（略） ３　前項の場合において、次順位者が調査基準価格を下回る入札者であった場合には、当該次順位者について、前３条の規定を準用する。	（落札者の決定） 第11条　（略） ２　（略） ３　前項の場合において、次順位者が調査基準価格を下回る入札者であった場合には、当該次順位者について、第８条から第10条までの規定を準用する。	改める